

白井市産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、産業の振興が地域社会に果たす役割の重要性に鑑み、産業の振興について基本理念その他の基本となる事項を定め、市、事業者、産業経済団体及び市民の役割等を明らかにすることにより、産業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の活性化を図り、もって市民が暮らしやすいまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において事業活動を行う者で、農業者や個人事業主を含む。
- (2) 産業経済団体 農業協同組合、商工会、工業団体、事業協同組合、商店会その他の産業の振興に寄与する団体をいう。
- (3) 地産地消 市内で生産若しくは製造されたもの若しくはこれらを原材料として製造若しくは加工されたもの又は市内で提供されるサービスを消費し、又は利用することをいう。

(基本理念)

第3条 産業の振興は、事業者自らの創意工夫及び自主的な努力並びにこれらの尊重を基本として、市、事業者、産業経済団体及び市民の協力の下に、推進しなければならない。

- 2 産業の振興は、地域経済の循環及び雇用の拡大が図られるよう推進しなければならない。
- 3 産業の振興は、経済的社会的環境の変化に対応して推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に掲げる基本理念にのっとり、次に掲げる産業

の振興に関する施策を講じなければならない。

- (1) 人の交流の促進並びに情報の収集、発信及び共有を図ること。
 - (2) 農商工の連携及び産学連携を支援すること。
 - (3) 地産地消の支援を図り、地域経済の循環を促進すること。
 - (4) 工事の発注及び物品、役務等の調達に当たっては、事業者の受注機会の確保を図ること。
 - (5) 学校において児童及び生徒の勤労観及び職業観を育てるための教育の充実を図ること。
 - (6) 企業立地を促進し、産業の集積を図ること。
 - (7) 事業者の経営基盤の安定を支援すること。
 - (8) 道路、交通その他の産業基盤の整備を図ること。
 - (9) 環境に配慮した産業活動の持続的な発展を支援すること。
 - (10) 雇用及び就労を支援すること。
- 2 市は、産業の振興に関する施策を計画的かつ効率的に実施しなければならない。
- 3 市は、産業の振興に関し、必要な調査及び研究に努めなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、自らの事業の発展、経営の革新、人材の育成、従業員の福利厚生の向上、雇用の拡大並びに消費生活の安定及び安全の確保に努めるものとする。

- 2 事業者は、法令を遵守するとともに、自らの事業活動に期待される社会的な意義及び役割を認識し、これに応えるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、自らが地域社会における構成員であるとの認識に立ち、産業経済団体への加入等により、相互に協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者は、市が行う産業の振興に関する施策及び産業経済団体が行う産業の振興のための活動に協力するよう努めるものとする。

5 事業者は、事業活動に当たって、事業者相互の連携を図り、共同開発による経費の削減、技術の向上、情報の共有化等に努めるものとする。

6 事業者は、地域経済の循環に貢献するよう努めるものとする。
(産業経済団体の役割)

第6条 産業経済団体は、事業者自らの創意工夫及び自主的な努力による取組を支援するとともに、市が行う産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第7条 市民は、産業の振興が市民生活の維持及び向上、地域経済の循環並びに雇用の拡大に寄与することを理解し、地産地消に取り組む等産業の振興に協力するよう努めるものとする。

(白井市産業振興ネットワーク)

第8条 産業の振興に関する重要事項を調査審議するため、白井市産業振興ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を置く。

2 ネットワークは、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 産業の振興に関する施策

(2) この条例の見直しに関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、産業の振興に関する事項

3 ネットワークは、産業の振興に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 ネットワークは、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 産業経済団体の代表者

(3) 事業者の代表者

(4) 市民

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

- 5 委員の任期は３年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、ネットワークの組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第９条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。